

IFRS News

18

Quarter 3 2013

vol.

IFRSニュースへようこそ— Grant Thornton・インターナショナル・リミテッドIFRSチームが四半期毎に、国際財務報告基準(IFRS)の動向や話題のテーマに対する見方、Grant Thornton・インターナショナル・リミテッドIFRSチームの意見や見解をお届けします。

2013年3回目となる本号では、初めに、IASBの公開草案「リース」の検討を行います。本公開草案は、12か月を超えるすべてのリース契約を借手の財政状態計算書で認識することを提案しており、本提案により、多くの企業の財政状態に抜本的な変動が生じることとなるでしょう。

それから、既存の基準に対して行われたいくつかの修正について説明し、また、第2四半期に公表された公開草案についても紹介します。続いて、Grant ThorntonにおけるIFRS関連ニュース及びIASBに影響を及ぼすさまざまな活動に目を向けます。

最後に、IASBが現在コメントを募集している提案及びまだ強制適用されていない最新の諸基準の適用開始日について概要を説明します。

目次

IASBとFASBはリース会計に重要な変更を提案	03
デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続	10
SME向けIFRSの適用に関する零細企業のためのガイド	11
IASBはIFRIC解釈指針第21号「賦課金」を公表	12
IASBはIAS第 36号「資産の減損」の狭い範囲での修正を公表	13
保険契約	14
IASBは料金規制に関する暫定基準を提案	16
果実生成型植物	18
グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドのIFRSエグゼクティブ・ディレクターがIFRICに任命される	19
グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドは新たなIFRSに準拠した期中財務諸表記載例を公表	19
予想信用損失に対するコメントレター	20
グラント・ソントンの国際基準エキスパート・グループが会合	21
US GAAPとIFRSとの比較に関する手引きを更新	22
米国のパートナーが雑誌「Private Equity Manager」に登場	22
グラント・ソントンのパートナーがエジプトの最も権威のある会計及び監査組織に任命される	23
グラント・ソントンの代表がUK GAAPテクニカル・アドバザリー・グループに任命される	23
その他のトピックー概要	24
新しい基準およびIFRIC解釈指針の発効日	26
コメント募集	29

IASBとFASBはリース会計に重要な変更を提案

IASBと米国財務会計基準審議会(FASB)は、改訂公開草案「リース」を公表した。本改訂公開草案は2010年に公表された公開草案を基礎としており、現行のリースの会計処理を根本的に変更することとなるであろう。

IAS第17号「リース」による現行の規定では、リースの会計処理はその分類に応じて異なります。オペレーティング・リースとして分類されると、借手はいかなる資産又は負債も財政状態計算書(貸借対照表)に計上しないことになります。本公開草案は、リース契約によって創出される権利及び義務について資産及び負債として認識するよう借手に対して要求することによって、こうした分類を廃止することを提案しています。以下のページで本提案についてより詳しく説明します。

リース会計

本公開草案の提案によると、借手は12か月超のすべてのリース契約について、使用権資産(ROU)とリース料を支払うという負債(リース負債)を財政状態計算書において認識します。

リース契約では、資産(原資産)を使用する権利を、一定期間にわたり対価と交換に引き渡す



ビジネス上の影響:

12か月超のすべてのリース契約について使用権資産とリース負債とを認識することになると、以下を含むさまざまなビジネス上の影響を企業に対して及ぼします。

- すべてのリースしている資産を貸借対照表で認識することになるので、資産及び損益に係る財務比率に影響を与える。
- 特に、ギアリング比率(負債比率)の算定は、借手の計上する借入額残高が増加することによって、影響を受ける可能性がある。借入契約や金融機関による財務制限条項への影響に配慮する必要がある。
- 規制対象となる企業では、より多くの資本の保持が必要となる可能性がある。

現在論議されていることは、この新しい提案が、変更にかかるコストや混乱を正当化するほどに十分な改善を現行のリース会計の基準に対してなしえるのか、それと利用者が求める情報を実際に提供されるのかということである

当初測定

使用权資産とリース負債は、原資産が借手にとって利用可能となった日に認識します。リース負債は、貸手が課す利率又はその利率が入手困難な場合には、借手の追加借入利率で割り引いたリース料の現在価値で当初測定します。リース料を決定するにあたり、企業は初めにリース期間を決定しなければなりません。リース期間には、借手がオプションを行使する重大な経済的インセンティブがある場合には、リースを延長するオプションの対象期間が含まれます。

リース期間が算定されたら、企業はリース負債の当初認識に含めるべきリース料を決定するためにリース料を分析する必要があります。

リース負債には以下の項目が含まれます。

- 固定支払リース料
- 指数又はレートに応じて決まる変動リース料
- 実質的には固定支払である変動リース料
- 残価保証に基づいて借手が支払うと予想される金額、また借手が延長／解約オプションを行使する重大な経済的インセンティブがある場合には、当該オプションの行使価格

負債の当初測定額が決定したら、使用权資産の当初測定額は、負債の価額に借手に発生した当初直接コスト及びリース取引開始日又は開始日前に貸手に支払われたあらゆる支払額を加算し、リース・インセンティブを控除して決定します。



事後測定

2つのアプローチ

新しい公開草案では、2010年の公開草案とは異なり、リース費用に関して、借手の単一会計モデルを適用せずに、2つのアプローチ (the dual approach) を適用します。この2つのアプローチにより、リース費用の認識に関する事後の会計処理方法を決定します。

いずれのアプローチを適用すべきかを決定する原則は、原資産の消費の程度に基づきます。このことは、借手がリース期間中に原資産の重大な部分を消費するのでそれに対して支払いをするというリース形態と、借手が資産の借用に対してのみ支払いをするというリース形態との間に相違があるというIASBの見解を反映しています。

本公開草案では、簡素化した方法で当該概念を適用しています。すなわち「タイプA」のリースと「タイプB」のリースとに分類することによります。タイプAかタイプBかの決定は、そのリース取引が不動産リースであるかどうかに依存します。そのためには、ほとんどの不動産のリースは、借手が重大でないとはいえない部分を消費せずに原資産を使用するのみであることを前提とします。対照的に、本公開草案では、借手は通常リースした設備又は車両の重大な部分を消費することを想定しています。

当初認識後、リース負債は償却原価 (一部調整を行う) により会計処理し、使用权資産については取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で認識します。タイプA又はタイプBのいずれかとしてのリースの分類は、借手のリース費用の算定及び表示に影響を与えます。

設備／車両のリースはタイプAです (以下の事項に該当する場合を除く)。

- ・リース期間が、資産の経済的耐用年数全体に比して重要でない。
- ・リース料の現在価値が、資産の公正価値に比して重要でない。

不動産のリースはタイプBです (以下の事項に該当する場合を除く)。

- ・リース期間が、資産の残りの耐用年数の大部分を占める。
- ・リース料の現在価値が、資産の公正価値のほぼ全額に相当する。

事後測定

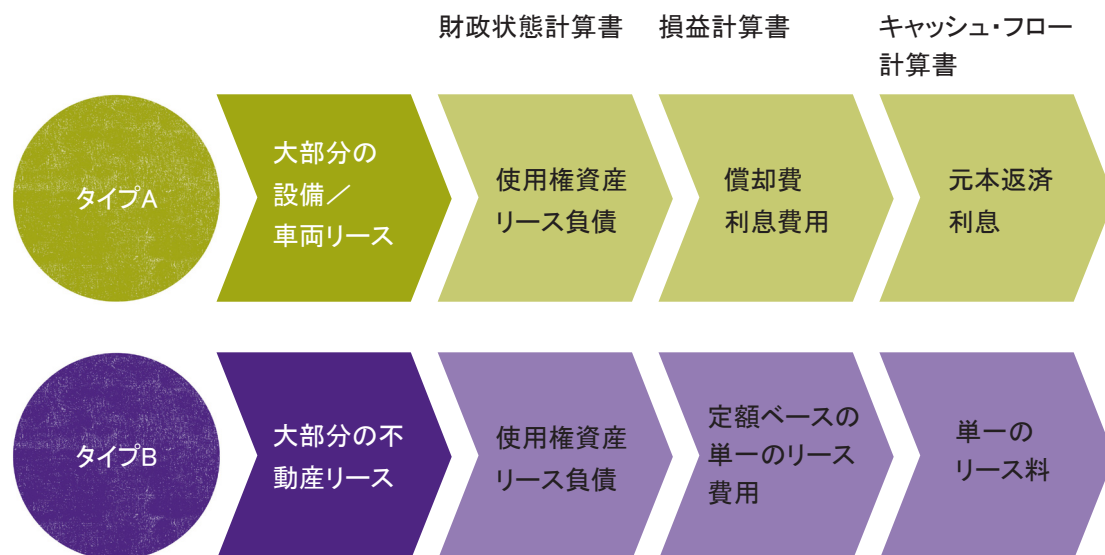
タイプAのリース

タイプAのリースについて、リース負債に係る割引の巻戻しの利息費用 (finance charge) は、使用権資産の償却費とは区別して認識します。リース負債の巻戻しは、実効金利法を用いて測定します。使用権資産は、定額ベースで償却します (ただし、他のベースの方が、借手が使用権資産の将来の経済的便益を消費すると見込んでいるパターンをより適切に反映している場合を除きます)。その結果、タイプAのリースに係る借手の合計のリース費用は、リース期間の初期の各年度に多くなり、リース期間の後期の各年度には少なくなります (「前倒し (front-loading)」という)。現行の不動産リースではないオペレーティング・リースの大部分が、タイプAのリースに分類されると予想されます。

タイプBのリース

タイプBのリースは、リースの各年度に合計のリース費用を定額で認識します。合計のリース費用は、リース負債に係る割引の巻戻しと使用権資産の償却とを合算したものです。リース負債に係る割引の巻戻しは、実効金利法を用いて算定します。使用権資産の償却費は、合計のリース費用をリース期間にわたり定額で認識するための、調整の数値となります。

借手の会計処理の概観



貸手の会計処理

実際には、本公開草案は、貸手によるファイナンス・リースの会計処理に対して軽微な影響しか及ぼさないでしょう。IAS第17号のもとでは、貸手はリース債権を認識し、原資産の認識の中止を行います。こうしたリース取引は、提案されたモデルではタイプAに分類され、貸手は以下で説明する「債権及び残存 (receivable and residual)」モデルというものを適用することとなります。しかし、残存資産は相対的に小さくなります。

IAS第17号においてオペレーティング・リースとみなされるリースについては、どのような変更が生じるかは、原資産が不動産であるか又は設備であるかによって異なります。貸手は、借手が本提案に基づいて分類するのと同じ方法で、大部分の不動産リース及び大部分の設備リースとを分類することとなります。不動産のオペレーティング・リースはタイプBのリースに分類され、提案された貸手の会計モデルには基本的に変更が生じないこととなります。設備又は車両のオペレーティング・リースは一般的にタイプAのリースに分類され、これらに関して提案された変更は重要です。

大部分の設備又は車両のリースの貸手は「債権及び残存アプローチ」を適用し、以下の会計処理を行うこととなります。

- a) リース債権及び原資産に対して保持している権利(残存資産)を認識し、原資産の認識を中止する。
- b) リース期間にわたりリース債権及び残存資産の双方に係る受取利息を認識する。

また、製造業者又は販売業者である貸手は、原資産が借手にとって使用可能であるとされた時、そのリース契約に係る利益を認識することになります。

貸手の会計処理の概観



特則

本公開草案は、短期リースに関して簡素な会計処理を許容しています。短期リースとは、生じえる最大限の期間(すべてのオプション期間を含む)が12か月以内のリースであると定義されます。こうした短期リースについては、企業は、IAS第17号によるオペレーティング・リースと基本的には同じ方法で会計処理することを、リース資産の種類別を選択することができます。

また、本公開草案は、大枠ではIAS第17号と同様の多くの適用範囲の除外項目(例えば、無形資産のリース及び鉱物資源並びに類似の非再生資源の探索又は使用のためのリース)を提案しています。

リースの会計モデルとIAS第40号「投資不動産」との関係についても引き続き重要となります。本公開草案では以下の会計処理を提案しています。

- 借手は、投資不動産である使用権資産を測定する際にIAS第40号の適用を義務づけられ、IAS第40号の原価モデル又は公正価値モデルのいずれかを選択することができる。これにより、投資不動産に対するオペレーティング・リースの借手の立場の者は、IAS第40号の適用を選択できるが、選択した場合には公正価値を使用しなければならないという現行の会計処理は変更されることとなる。
- 投資不動産を保有し、タイプBのリースとしてそれをリースする貸手は、IAS第40号を当該資産に対して適用する。

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

我々はいかねてより、リース会計の改善は長年の懸案事項であり、大いに必要であると考えてきました。リース取引は、多くの合法的な税務上その他の優遇措置を提供する非常に有用で柔軟性のある資金調達手段であるといえますが、オペレーティング・リースかファイナンス・リースかを選択する会計モデルでは、企業が好ましい会計処理を行うためのリースの仕組みばかりが重視されるようになりました。結果として、企業の貸借対照表は度々不完全かつ不透明な写像を示すことになり、多くの投資者はこれを是正するために自ら調整を行っています。リース取引が莫大な規模となっている(米国の上場会社だけでも年間1兆9,000億ドル)ことを考えると、いかなる改善にあっても多大な影響を及ぼすでしょう。他の統計値としては、グラント・ソントンが最近実施した調査において、世界的に企業は平均20件のリース取引を抱えていることが明らかとなりました。IASBは以前、すべてのリース取引を貸借対照表において認識する単一の会計モデル(「使用権」モデルと称されます)を提案しました。多くの人々はこの会計モデルを支持したものの、その提案のいくつかの側面については批判を受けました。例えば、借手の費用発生形態における「前倒しの影響」、リースの定義、さらに当該モデルが変動リース料又はオプション期間を伴うような複雑なリースに対しては有効なのかなどです。

新しい提案では、ほとんどのオペレーティング・リースを引き続き貸借対照表上で認識しますが、事後の会計処理はタイプAとタイプBの分類によって異なることとなります。このこととIASBにより提案された多くのその他の変更は、論争を沈静化し、最終基準の適用を容易にすることを意図しています。しかし、それらの提案によっても概念的問題が提起され、本文の複雑さが増し、結果として新たな判定基準が生み出されることとなり、それが、新たな仕組みの機会創出につながるおそれがあります。現在論議されていることは、この新しい提案が、変更にかかるコストや混乱を正当化するほどに十分な改善を現行のリース会計の基準に対してなしえるのか、そして利用者が求める情報を実際に提供させられるのかということです。

英国のメンバーファームはリースの公開草案に関する概況報告書を公表

英国のメンバーファームは、IASBの公開草案「リース」に関する概況報告書を公表しました。本概況報告書は、提案された経過措置を含め本公開草案の詳しくも簡潔な説明を行っています。英国のメンバーファームのウェブサイト(www.grant-thornton.co.uk)で入手可能です。



デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続

IASBはデリバティブの契約更改によるヘッジ会計の中止について救済措置を設けた

IASBは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に対する限定的な範囲での修正である「デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続 (IAS第39号の修正)」を公表しました。

この限定的な修正では、ヘッジ会計の中止に関するIAS第39号の通常要求について救済措置を設けています。具体的には、当該修正では、ヘッジ手段として指定しているデリバティブが法令又は規制を受けて、集中化された相手方 (CCP) との清算を行うために契約更改される状況においては、特定の条件に該当する場合に、ヘッジ会計を継続することを認めています。

本救済措置は、店頭 (OTC) デリバティブの広範囲の契約更改につながるであろう各法域における法令改正を受けて導入されました。これらの法令改正は、OTCデリバティブの透明性と規制上の監督を国際的に首尾一貫した公平な方法で改善するというG20の公約により促進されたものでした。

同様の救済措置がIFRS第9号「金融商品」に含まれることになります。

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

我々は、IAS第39号の修正を歓迎します。法令改正が各法域で実施されていることを考慮すると、当該修正により、より有用な情報が財務諸表の利用者に提供されるであろうと考えています。

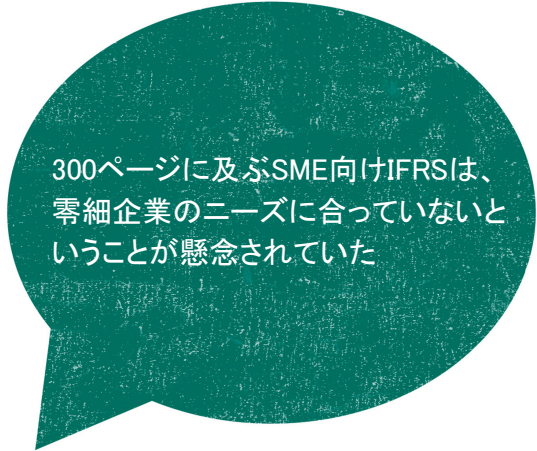
SME向けIFRSの適用に関する零細企業のためのガイド

IASBは、零細企業による「中小企業(SME)向けIFRS」の適用を支援するためにガイダンスを公表した。

「SME向けIFRS(2009年)を適用する零細企業のためのガイド」では、SME向けIFRSの要求事項の修正を行っておらず、零細企業のための個別基準として構成されていません。それよりも、本ガイドは、SME向けIFRSを現在適用している零細企業を支援し、将来、SME向けIFRSの適用を検討している零細企業にとってSME向けIFRSをより適用しやすくすることを意図しています。

IASBは、世界中の80を超える法域でSME向けIFRSが適用されており、従業員が数名の零細企業でも当該基準を使用していることを認識してきました。300ページにも及ぶSME向けIFRSの資料は、そうした企業のニーズに合っていないということが懸念されていました。

そのため、IASBは、典型的な零細企業に必要とされる可能性が高い要求事項をSME向けIFRSから抜粋して、SME向けIFRSの資産、負債、収益及び費用の認識と測定に関する原則を一切修正することなく本ガイドに含めています。また、いくつかの分野では、零細企業がSME向けIFRSの原則を適用する上で助けとなるよう、追加のガイダンス及び設例が含まれています。



300ページに及ぶSME向けIFRSは、
零細企業のニーズに合っていないと
いうことが懸念されていた

IASBはIFRIC解釈指針第21号「賦課金」を公表

IASBは国際財務報告解釈委員会(IFRIC)解釈指針第21号「賦課金」を公表しました。この解釈指針では、法人所得税以外の政府が課す賦課金を支払うという負債を、企業が財務諸表においてどのように会計処理すべきかを検討しています。数多くのそのような賦課金が、世界的金融危機の後に導入されました。ことに銀行に対するものが増加しました。これらの賦課金は課税所得を基礎としたものでないため、IAS第12号「法人所得税」の適用範囲には含まれていませんでした。

IFRIC第21号は、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」についての解釈指針です。本解釈指針は、当該基準の範囲に含まれる賦課金を支払う負債に関する会計処理(特に企業が賦課金を支払う負債を認識しなければならない時点)を取り扱っています。また、時期と金額が確実である賦課金を支払う負債に関する会計処理についても取り上げています。

IFRIC第21号では、賦課金を支払う負債を生じさせる債務発生事象は、法規則を根拠に特定できる賦課金の支払の原因となる活動とされています。例えば、賦課金の支払の原因となる活動が当期における収益の発生であり、当該賦課金の算定がある期の前の期に発生した収益に基づいている場合には、当該賦課金の債務発生事象は当期における収益の発生です。賦課金の支払の原因となる活動が一定の期間にわたって生じる場合、賦課金を支払う負債を漸進的に認識します。例えば、債務発生事象が一定の期間にわたる収益の発生である場合には、対応する負債は企業の当該収益の発生に伴って認識します。

また、IFRIC第21号は、将来の期間において営業し続けることを経済的見地から強制される結果として、将来の営業を原因として生じる賦課金は、それを支払う推定的債務を企業は有していないことを明確にしています。

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

我々は、企業がある種の賦課金を支払うという債務を会計処理してきた方法に実務上の不整合が存在しており、そのため、本分野におけるガイダンスが必要とされていたことに同意します。また、IFRIC第21号がIAS第37号の規定の適切な解釈指針になりえるとも考えているため、本解釈指針の公表を歓迎します。

このように支持はしてはいるものの、我々は、IFRIC第21号によれば、一部の賦課金が会計期間にわたってではなく特定の日に費用として認識される点に注目しています。コメント提出者によってはこのことは直感に反していると考えられるでしょう。しかし、IFRICでは、それはIAS第37号の債務発生事象モデルの適用であると考えています。

IASBはIAS第 36号「資産の減損」の狭い範囲での修正を公表

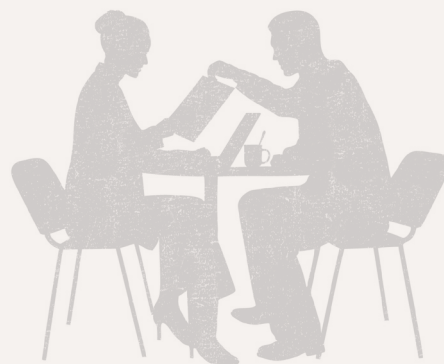
IASBは、「非金融資産に係る回収可能価額の開示 (IAS第36号の修正)」を公表しました。当該修正では、減損した資産の回収可能価額が処分費用控除後の公正価値に基づいている場合における当該回収可能価額に関する情報の開示について取り扱っています。

IASBはIFRS第13号「公正価値測定」を開発する際、IAS第36号「資産の減損」を修正して、減損した資産の回収可能価額についての開示を要求することとしました。しかし、IASBは、そうした要求を導入するにあたって行った修正の一部は、IASBが意図したよりも広範囲に適用されることを認識しました。

したがって、今回のIAS第36号の修正では、そうした開示の範囲は、減損した資産の回収可能価額が処分費用控除後の公正価値に基づいている場合のみに限定されるというIASBの当初の意図を明確にしています。

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

我々はIAS第36号の修正を歓迎します。本来あまり議論の余地のない修正であり、IAS第36号に基づいて減損に関するより有用な情報が開示されることになると考えています。



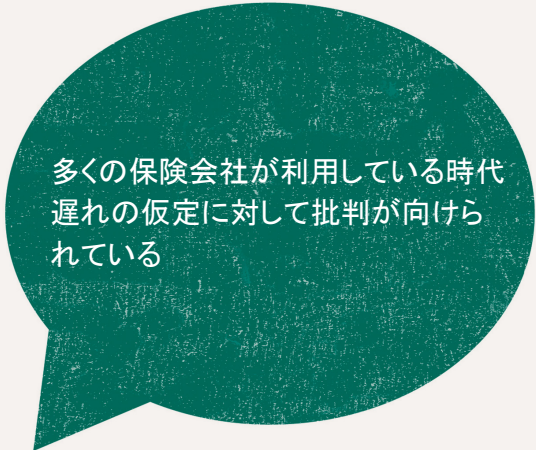
保険契約

新しい提案は現行の会計実務の多様性を低減することを目指している

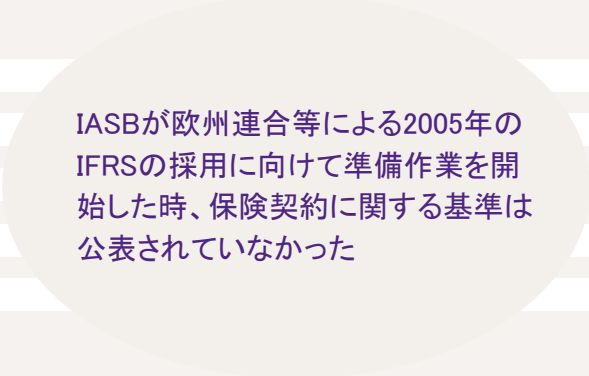
IASBは、保険契約の会計処理に関して提案を行う改訂公開草案を公表しました。本改訂公開草案は2007年公表のディスカッション・ペーパー及び2010年公表の公開草案を基礎としています。

IFRSには現在、保険契約に関する包括的な基準がありません。IASBが欧州連合等による2005年のIFRSの採用に向けて準備作業を開始した時、保険契約に関する基準は公表されていませんでした。そのため、IASBは、保険契約の会計処理に関してより包括的な見直しが完了するまでの暫定的な基準としてIFRS第4号「保険契約」を導入することにしました。

IFRS第4号では、企業は、自社の採用する保険契約に関する会計方針がいくつかの最低限の要件を満たしている場合には、その方針を継続して適用することができました。その結果、これまで保険の会計処理方法における会計実務にかなりの多様性が生じて、それは依然として存在することとなりました。現在、西欧諸国の大半が低金利環境にある中、多くの保険会社が自らの負債を測定する際に利用している時代遅れの仮定に対して特に批判が向けられています。例えば、保険会社によっては、何年も前の金利を使用している会社もあります。



多くの保険会社が利用している時代遅れの仮定に対して批判が向けられている



IASBが欧州連合等による2005年のIFRSの採用に向けて準備作業を開始した時、保険契約に関する基準は公表されていなかった

本改訂公開草案は、FASBとの共同プロジェクトであり、保険の会計処理における比較可能性と透明性を向上させることを目的としています。右の表では、IFRS第4号で問題として認識された事項のいくつか、そして本公開草案がそうした問題に対してどのように対処していくかの提案を示しています。

認識された問題

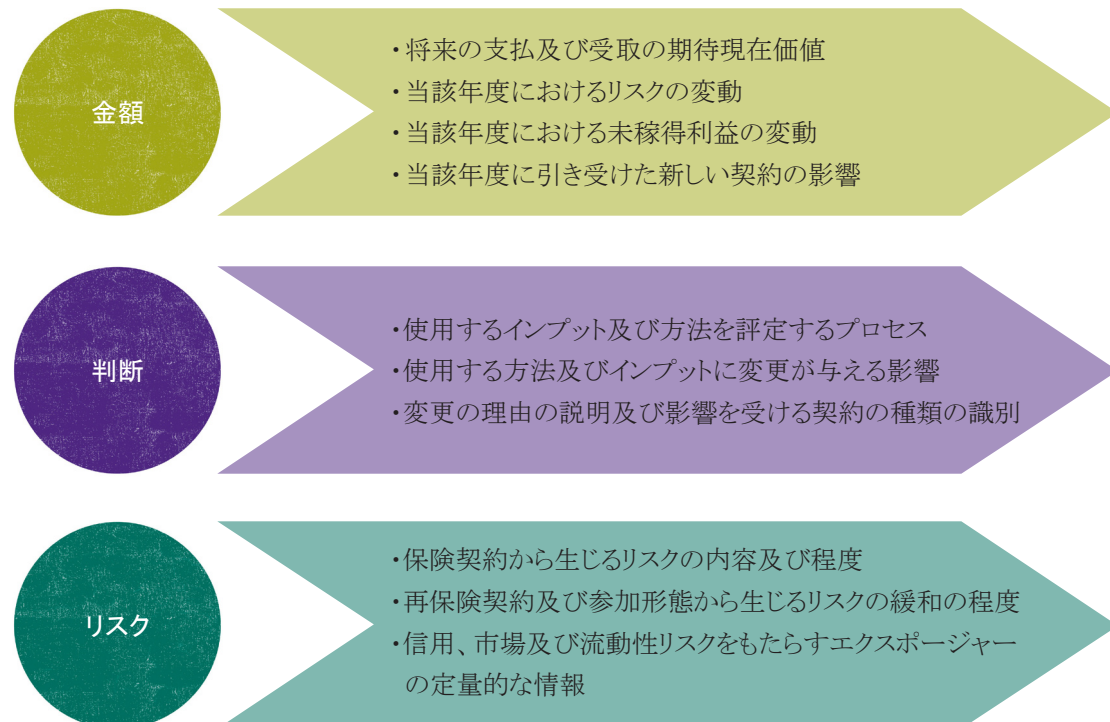
- 保険契約の種類及び契約を発行する企業の種別に応じて会計処理がさまざまであること
- 更新されない長期契約に対する見積り
- 投資リターンの予測に基づく割引率が、保険契約の経済的リスクを反映していないこと
- 一部の契約の測定における割引の欠如
- 組込オプションおよび保証の経済的価値に関する情報がほとんどないこと

提案された改善

- すべての企業（保険会社に限らない）が発行したあらゆる保険契約に関する首尾一貫した会計処理
- 現在の市場に基づく情報を反映させるために更新された見積り
- 契約のキャッシュ・フローの特徴を割引率に反映させる
- 重要な場合には、保険契約の測定に割引を反映させる
- あらゆる起こり得る結果に関する情報を測定に反映させる

保険の会計処理の複雑さを考慮すると、企業の業績及び財政状態を適切に理解させる上で、開示も極めて重要であると考えられます。本公開草案では、以下の主要な分野における開示の重要性を強調することによって、このことを示しています。

提案された開示



IASBは料金規制に関する暫定基準を提案

IASBは公開草案「規制繰延勘定」を公表した。本公開草案は、現在は料金規制対象活動の会計処理についてのガイダンスがIFRSにおいて示されていないことに対処する暫定基準の提案である。

料金規制は、サービス又は製品の対価として顧客に課すことのできる価格の設定に対する制限です。一部の国の会計基準設定主体の規定では、料金規制の対象でない企業であれば純損益及びその他の包括利益計算書に費用(又は収益)として認識することとなる支出(又は収入)を、資産化して繰り延べることを特定の種類の料金規制の対象となる企業に対して許容又は強制しています。これらの金額はしばしば、「規制繰延」(又は「分散(variance)」)勘定と呼ばれています。そうしたことからIASBは、IFRSをまだ採用していない法域やそうした規制項目を現在認識している法域から、この分野におけるガイダンスを開発するよう強く要請されることになりました。

本公開草案は、IFRSの初度適用企業が、料金規制対象活動に関してIFRSの適用以前に採用している既存の会計方針に、比較可能性を高めるために一部の修正を加えて、継続して採用することを認める暫定基準を提案しています(図をご覧ください)。そして、より長期的なプロジェクトの規制繰延勘定残高が「概念フレームワーク」における資産及び負債の定義を満たしているかどうかという、より難しい問題に対処することとなります。

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

我々は、料金規制に関する包括的なプロジェクトが完了するまでの、暫定的な解決策を開発したIASBの方針を支持します。

IFRS第4号「保険契約」及びIFRS第6号「鉱物資源の探査及び評価」などの「暫定」基準が長年有効に機能していることは経験が示しています。しかし、特定の状況において規制資産及び規制負債の認識をIFRSで許容または強制するかどうかについて現在明確にされていないことは望ましくないと認識しており、このことが、一部の法域で料金規制対象となる企業がIFRSを採用する際の妨げとなることが分かっています。本提案は、こうした状況に対する実際的な対応策であると考えています。

暫定的な解決策として以下が提案されている:

認識及び測定

IFRSの初度適用企業が、規制繰延残高を既存の国内のGAAPに従って継続して認識することを容認する。

表示及び開示

以下の事項を要求することによって、規制繰延残高の認識による影響を特定する

- 規制繰延勘定残高及びそれらの残高の増減を独立の表示科目として表示する。
- 料金規制の内容及びそれに関連したリスクを明確に識別するための具体的な開示を行う。

果実生成型植物

IASBは公開草案「農業：果実生成型植物（IAS第16号及びIAS第41号の修正案）」を公表しました。

IAS第41号「農業」では、農業活動に関連するすべての生物資産を、その生物学的変化は公正価値測定により最も適切に反映されるという原則に基づいて、売却費用控除後の公正価値で測定するように要求しています。しかし、その成熟後は生産期間にわたって作物を生成するためだけに企業が保有する、果実生成型植物(bearer plants)と呼ばれる種類の生物資産があります。例として、ブドウの木、ゴムの木や油ヤシなどが挙げられます。

IASBのメンバーは、当該資産が使用される方法は本質的に製造と類似しているため、IAS第41号の公正価値モデルは、著しい生物学的変化をものでは経験することのない成熟した果実生成型植物には適していないとIASBに指摘しました。したがって、本公開草案は、IAS第41号ではなく、IAS第16号「有形固定資産」の規定に従って有形固定資産と同様に果実生成型植物の会計処理を行うことを提案しています。

本提案では、企業は果実生成型植物を原価で測定することを選択できます。しかし、果実生成型植物の果実として生成される作物は、IAS第41号に基づいて売却費用控除後の公正価値で引き続き測定されます。

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

我々は、本提案を支持します。それは、IASBのメンバーから受け取ったフィードバックに対応しているからです。本提案により、財務諸表の作成者にとっては果実生成型植物の測定が簡素化され、投資者にとっては間違いなくより有用な情報が提供されるであろうと考えています。

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドのIFRSエグゼクティブ・ディレクターがIFRICに任命される

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドの国際財務報告エグゼクティブ・ディレクターであるAndrew Watchmanにお祝いを申し上げます。Andrewは、IFRS解釈指針委員会(IFRIC)の委員に2013年7月1日から3年の任期で任命されました。

IFRICは、IASBの解釈作成機関であり、IFRSの適用において生じる広範な会計処理の問題の検討を行い、そうした問題について強制力のあるガイダンス(IFRICs)を公表する責任を有しています。

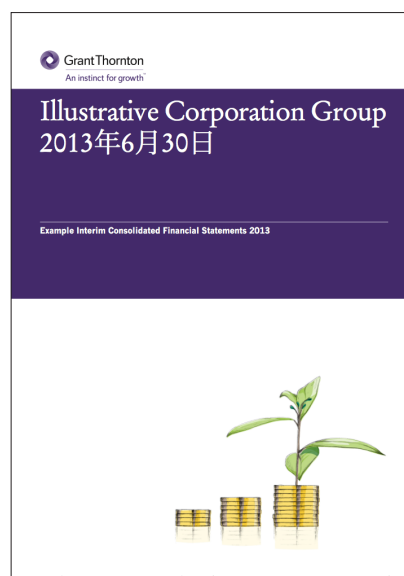


グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドは新たなIFRSに準拠した期中財務諸表記載例を公表

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、IFRSに準拠した「期中連結財務諸表記載例」の更新版を公表した。

新バージョンでは、2013年12月31日に終了する年度から有効となるIFRSの変更を反映させるために見直し及び更新を行いました。特に、IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」、IFRS第13号「公正価値測定」及びIAS第19号「従業員給付」の改訂版の適用を反映しています。

本刊行物の入手については、各国のグラント・ソントン・メンバーファームのIFRS窓口にお問い合わせください。



予想信用損失に対するコメントレター

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、IASBの公開草案「予想信用損失」に対するコメントレターを提出した。

コメントレターにおいて、我々は、金融資産の減損の認識のためのより将来予測的なモデルの開発が必要であることの認識を述べました。また、本公開草案における提案は、2009年の公開草案の基本目的と最終基準が実行可能かつコストに応じた便益をもたらす上で必要とされる簡素化との間で適切なバランスを達成しており、それにより、既存の発生損失モデルが改善されるであろうという見解を表明しました。

とは言うものの、本公開草案で提案された3段階モデルによって最適なバランスが達成されるとは確信しておらず、負債性金融商品の当初認識時の損失（「初日の」損失）の認識は貸付活動の経済実体を表していると考えられないことが我々の主たる懸念です。

我々が推奨する解決策は、単一の段階モデルの導入であり、それによりそうした初日の損失の認識を避けることができ、また本公開草案の適用範囲に含まれるすべての金融資産に適用することができます。算定実効金利による方法—これは2009年の公開草案の特徴でしたが、理論的には可能だが、実行可能でないと当時考えられました—は、貸付のリスク・プレミアムに対応して融資取組コストを償却する現行の方法のような「グロスアップ」アプローチを適用することによって、過度又は解決できない運用上の課題を生じさせることなく、実行できると我々は考えています。

グラント・ソントンの国際基準エキスパート・グループが会合

5月に、グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドのIIG(写真)は、レイモンド・シャボット・グラント・ソントンのモントリオール事務所で開催した。

本会合には、IFRICの委員でありカナダの会計基準審議会のメンバーであるJean Paré氏が加わりました。

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドのIFRSインタープリテーション・グループ (IIG) は、米国、カナダ、シンガポール、オーストラリア、南アフリカ、インド、英国、フランス、スウェーデン及びドイツにおける各メンバーファームの代表と、グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームのメンバーで構成されています。IIGの会合は年2回行われ、IFRSに関する専門的な問題について議論します。

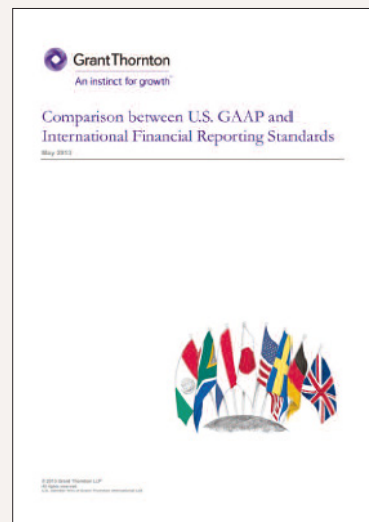
5月下旬、グラント・ソントン金融商品作業グループ (FIWG) は、グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドのロンドン事務所で会合を開きました。本グループは、公開草案「予想信用損失」(個別の記事をご覧ください)へのグラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドのコメント・レター作成を含め、金融商品に関連するさまざまな問題を議論しました。FIWGは、ドイツ、ギリシャ、フランス、英国、米国、カナダ、ニュージーランド、フィリピン及びインドにおける各メンバーファームの代表と、グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームのメンバーで構成されています。



US GAAPとIFRSとの比較に関する手引きを更新

米国のメンバーファームであるグラント・ソントンLLPが、その刊行物である「US GAAPと国際財務報告基準との比較 (Comparison between US GAAP and International Financial Reporting Standards)」を更新しました。本刊行物は、読者が現行のUS GAAPとIFRS間において類似する又は異なる主要な分野を把握する上で役立つことを意図しています。また、US GAAP又はIFRSのいずれかについて詳しくない人々が主な基準について理解する手助けになります。

2013年版では、2013年5月までに公表された基準に基づいて更新を行いました。本手引は、グラント・ソントンLLPのウェブサイトからダウンロードすることができます (www.grantthornton.com)。



米国のパートナーが雑誌「Private Equity Manager」に登場

米国のメンバーファーム、グラント・ソントンLLPのパートナーであるGary Illianoが、雑誌「Private Equity Manager」に登場した。Garyは、米国が国際財務報告基準の採用を決定する可能性及びその方法について見解を述べた。

Gary は、米国証券取引委員会 (SEC) がIFRSの採用についての公式な決定をいっこうに行わない一方で、コンバージェンスに関しては曖昧な態度を取り続ける可能性について言及しました。さらに、「経済は依然として不安定であり、安定するまで、中規模の企業は自らの会計システムを国際基準に移行するための財源を持たないことが懸念される」と指摘しました。

それとは別に、原則主義による基準及び細則主義による基準がそれぞれ米国における訴訟リスクとどのように相互作用するのかについて考察しているGary の記事が、フランスの金融誌「Echanges」に掲載されました。米国における訴訟にかかる法外なコストを考慮すると、細則を好むか又は原則を好むかは、訴訟リスクを管理する方法に左右されるとしています。原則に基づく制度の下では、原告が違反を申し立てる傾向が強まる一方、その申立ての正当性を証明することはより困難になると指摘しています。



グラント・ソントンのパートナーがエジプトの最も権威のある会計及び監査組織に任命される

グラント・ソントン・エジプトのプリンシプル・パートナーであるTarek Youssefは、エジプト会計士及び監査人協会 (ESAA) の理事に任命されました。ESAAの会員は、エジプトにおける会計や監査の専門家全体の15%を占めており、そのため、エジプトの専門的職業の方向性に関して多大な影響力を有しています。Tarekは本理事会においてグラント・ソントンを代表しており、6年の任期を完了するべく任命されました。

Tarek Youssefはエジプト会計士及び監査人協会の理事に任命された

グラント・ソントンの代表がUK GAAPテクニカル・アドバザリー・グループに任命される

英国のメンバーファームのRobert Carrollが財務報告評議会のUK GAAPテクニカル・アドバザリー・グループに任命された。

英国会計基準(UK GAAP)テクニカル・アドバザリー・グループは、2013年6月に設置されました。本グループは、英国会計基準を適用している企業に対して会計(及び関連する会社法)についての助言を行います。本グループは当初、FRS第102号「英国及びアイルランド共和国で適用される財務報告基準」の導入及び中小企業向けの財務報告基準の今後などに焦点を当てます。



その他のトピック—概要

IASBは開示の過重負担にどのように対処しうるかについて表明している

IASBは5月末頃に、財務情報開示に関して今年1月にIASBが主催したフォーラムにおいて交わされた議論をまとめたフィードバック・ステートメントを公表しました。

そうした議論の要約の他に、本フィードバック・ステートメントには当該議論から得られた推奨される行動が示されています。IASBは自らの責任に照らして、以下の3つの主要な分野で行動を起こすことを目指しています。

1. IAS第1号「財務諸表の表示」の修正—IASBはIAS第1号に対して狭い範囲での修正を行い、財務報告書を表示する際に作成者の判断行使において認識された障害に対処することを意図している。
2. 重要性—IASBは重要性に関する教育マテリアルを、諮問グループからのインプットにより開発することを目指す。
3. 開示に関する個別のプロジェクト—IASBは、調査研究アジェンダの一部として、開示の有効性に関連するより広範な課題を検討する。

数週間後、IASB議長Hans Hoogervorst氏は、アムステルダムで行ったスピーチで、これらの意図についてさらなる説明を行いました。スピーチにおいて、Hoogervorst氏は、開示をより有効なものとするために考案された10項目の計画を公表しました。そして、IASBは以下の事項を目指すとして表明しました。

1. 重要性の原則は、重要な項目を含めるべきであることを意味するだけでなく、重要でない開示を除外した方がよい場合があることをIAS第1号で明確にする。
2. 重要性の判断は、注記を含めた財務諸表全体に対して適用されることを明確にする。
3. ある基準が企業の財務諸表に該当適用される場合でも、当該基準におけるすべての開示要求が重要な情報を提供することになるとは限らないことを明確にする。
4. 財務諸表の注記の順序を規定しているものとして解釈されてきた文言をIAS第1号から削除する。
5. IAS第1号では、企業が財務諸表のどこに会計方針を開示するかについて柔軟性を与えていることを確認する。
6. 純債務の調整表に関する要求事項を追加する。
7. 重要性に関する一般的な適用ガイダンス又は教育マテリアルのいずれかを作成する。
8. 新基準を開発する際に、開示要求についてより定則性の軽減された言い回しを使用する。
9. 2013年後半において、IAS第1号、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」及びIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」のより抜本的なレビューを行う調査研究プロジェクトを開始する。
10. 上記の基準のレビューが完了した時点で、既存の基準の開示要求の全般的な見直しを行う。

IFRS財団はIFRSの国際的な採用に向けた作業の進捗状況一覧を作成

IFRS財団は、IFRSの国際的なアドプションに向けた作業の進捗状況を評価するプロジェクトの第一段階を完了しました。本プロジェクトは、各法域における利害関係者がその法域の目標達成に向けた作業の進捗状況をまとめることができる基幹情報源を提供することを意図しています。

本プロジェクトの第一段階が完了したことで、G20(主要20カ国・地域)の全法域についてのIFRSプロフィールが公表されます。さらに、法域内の会計基準に全面的責任を有する各国及び地域団体を対象とした調査に回答した追加の46の法域についてのIFRSプロフィールも公表されます。

このプロフィールには、IFRSの使用に関する各法域での方針の決定が示されています。また、該当する場合、各国の法令又は規制のもとでIFRSをアドプション又はエンドースメントする当該各法域のプロセス、及びIFRSを自国の言語に翻訳するプロセス(もしあれば)についても取り上げられています。

EFRAGは保険及びリースの提案に関してフィールドテストを実施

EFRAG(欧州財務報告諮問グループ)は多数の欧州各国の基準設定主体とともに、保険の会計処理に関するIASBの提案(本刊行物の前半の記事をご覧ください)が、IFRSを適用している欧州企業にどのような影響を与えるのかを評価するためにフィールドテストを実施しています。

本プロセスの助けとするために、EFRAGは参加者に回答を求める質問表を作成しました。また、IASBのスタッフが参加する勉強会がブリュッセルで開催されます。

同様のフィールドテストが、リースに係るIASBの提案について実施されています。

金融資産の分類及び測定に関するIASBの調査

IASBは、2012年11月公表の公開草案「分類及び測定:IFRS第9号の限定的修正(IFRS第9号(2010年)の修正案)」について、財務諸表の利用者を対象に調査を開始しました。

IASBは、本公開草案の提案に関するインプット、特に金融資産の分類について提案された第三の区分(「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する」測定区分)に関するインプットを提供するようアナリスト及び投資者に対して求めています。本調査は財務諸表の利用者を対象とするものであり、IASBのアウトリーチ活動のプログラムの一環です。

EFRAGはIFRS第9号が金融資産の分類及び測定にどのような影響を与えるのかについて報告

EFRAGは、IFRS第9号「金融商品」が金融資産の分類及び測定にどのような影響を与えるのかについてのフィールドテストへの参加者から得られた調査結果をまとめた報告書を公表しました。

本フィールドテストでは、新しい基準の実務上の適用に焦点が当てられており、見解や意見を求めるのではなく、質問表によって事実や客観的データのみを集めることを意図しました。本調査結果には以下の事項が含まれています。

- 契約上のキャッシュ・フローの特性の判定を満たさないため、IFRS第9号ではより多くの金融資産を「純損益を通じて公正価値」で測定することとなる。
- IFRS第9号を適用する際に、投資戦略及び／又は事業モデルの判定が実施される程度は、特定の会計上の測定を達成するために変更される可能性がある。

のれんに関するEFRAGのフィードバック・ステートメント

EFRAGは、のれんの事後の測定に関して昨年実施した調査結果のフィードバック・ステートメントを公表しました。

本調査結果では、のれんに関する情報はさまざまな方法で使用されており、当初認識後ののれんの測定方法についてさまざまな見解があることが示されています。こうした多様性により、回答者の中には、のれんに関して表示されている情報を全く使用していないという回答者すらいました。

新しい基準およびIFRIC解釈指針の 発効日

以下の表は、2011年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準および国際財務報告解釈指針(IFRIC)の一覧です。

企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」に基づいて、新しい基準および解釈指針の適用について特定の開示を行う必要があります。

2011年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

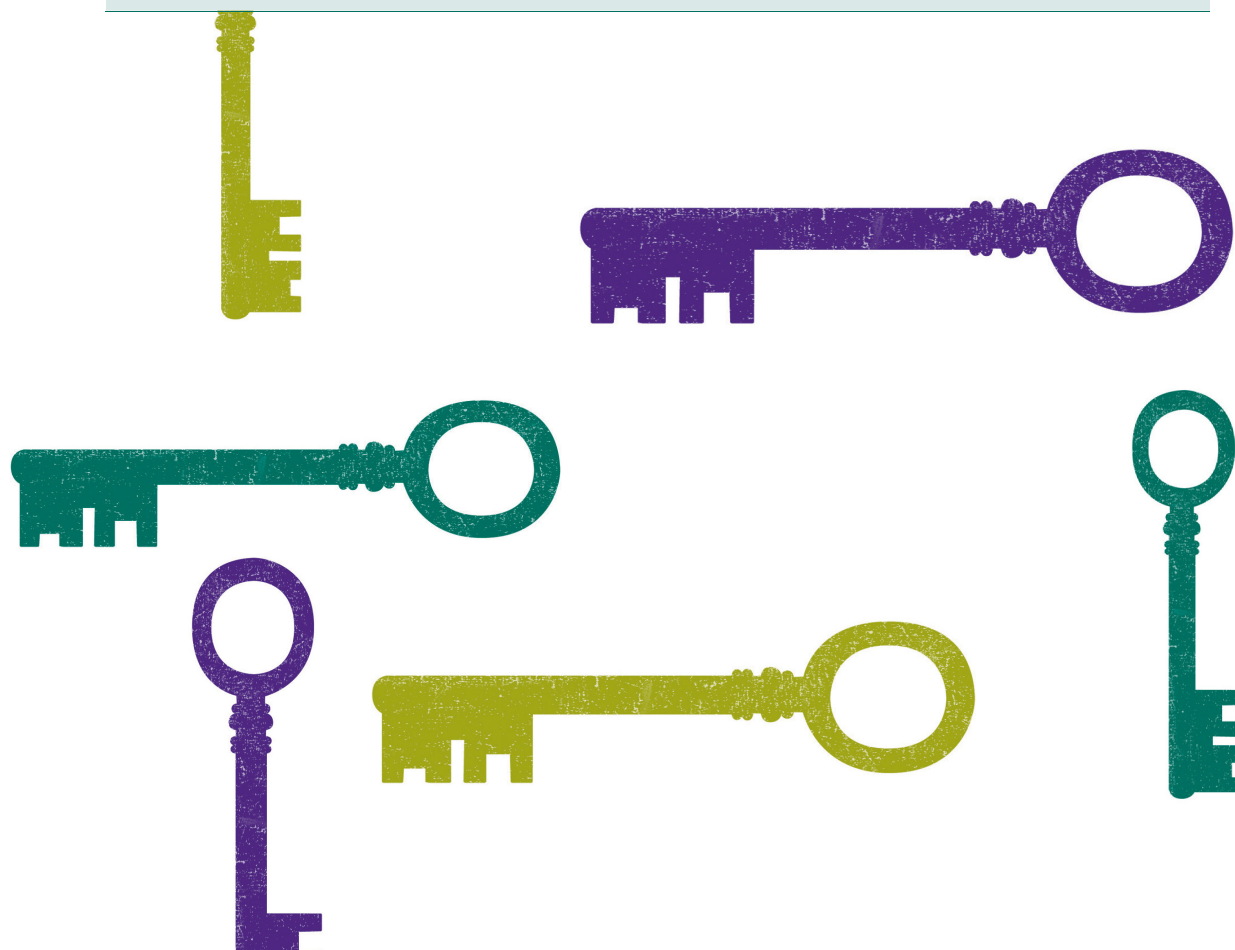
基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第9号	金融商品	2015年1月1日	可(広範な経過措置を適用)
IAS第39号	デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続(IAS第39号の修正)	2014年1月1日	可
IAS第36号	非金融資産に係る回収可能価額の開示(IAS第36号の修正)	2014年1月1日	可(ただし、IFRS第13号が適用される場合にのみ)
IFRIC第21号	賦課金	2014年1月1日	可
IFRS第10号、第12号、IAS第27号	投資企業(IFRS第10号、IFRS第12号およびIAS第27号の修正)	2014年1月1日	可
IAS第32号	金融資産と金融負債の相殺(IAS第32号の修正)	2014年1月1日	可(ただし、「開示—金融資産と金融負債の相殺」によって要求される開示を行う必要がある)
IFRS第10号、第11号、第12号	連結財務諸表、共同支配の取決めおよび他の企業への関与の開示: 経過措置ガイダンス—IFRS第10号、第11号および第12号の修正	2013年1月1日	可
さまざまな基準および指針	年次改善2009年—2011年サイクル	2013年1月1日	可

2011年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第1号	政府からの借入金—IFRS第1号の修正	2013年1月1日	可
IFRS第7号	開示—金融資産と金融負債の相殺 (IFRS第7号の修正)	2013年1月1日	言及されていない(ただし、可と推定する)
IFRIC第20号	露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト	2013年1月1日	可
IFRS第13号	公正価値測定	2013年1月1日	可
IFRS第12号	他の企業への関与の開示	2013年1月1日	可
IFRS第11号	共同支配の取決め	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号およびIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)
IFRS第10号	連結財務諸表	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第11号、IFRS第12号、IAS第27号およびIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)
IAS第28号	関連会社および共同支配企業に対する投資	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号およびIAS第27号をすべて同時に適用する必要がある)
IAS第27号	個別財務諸表	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号およびIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)
IFRS 実務記述書	経営者による説明:表示に関するフレームワーク	強制力を持たないガイダンスのため、適用開始日は存在しない	N/A
IAS第19号	従業員給付(2011年改訂)	2013年1月1日	可
IAS第1号	その他の包括利益の項目の表示 (IAS第1号の修正)	2012年7月1日	可

2011年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IAS第12号	繰延税金:原資産の回収(IAS第12号の修正)	2012年1月1日	可
IFRS第1号	激しい超インフレおよび初度適用企業に対する固定日付の廃止(IFRS第1号の修正)	2011年7月1日	可
IFRS第7号	開示—金融資産の譲渡(IFRS第7号の修正)	2011年7月1日	可
さまざまな基準および指針	IFRSの年次改善(2010年版)	特に指定のない限り、2011年1月1日(2010年7月1日より発効となっているものも一部ある)	可
IFRIC第14号	最低積立要件のもとでの前払い—IFRIC第14号の修正	2011年1月1日	可
IAS第24号	関連当事者についての開示	2011年1月1日	可(基準全体または政府関連企業に対する一部免除のいずれか)



コメント募集

以下に、IASBが現在コメントを募集している文書およびそのコメント募集期限を一覧にして表示しています。グラント・ソントン・インターナショナルは、こうした各文書にコメントを提出していくことを目指しています。

現在IASBが公開中の文書

文書の種類	タイトル	コメント募集期限
公開草案	規制線延勘定	2013年9月4日
公開草案	リース	2013年9月13日
公開草案	保険契約	2013年10月25日
公開草案	農業:果実生成型植物 (IAS第16号及びIAS第41号の修正案)	2013年10月28日
ディスカッション・ペーパー	財務報告に関する概念フレームワークの見直し	2014年1月14日



Grant Thornton

An instinct for growth™

www.gti.org

© 2013 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All right reserved.

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッド(グラント・ソントン・インターナショナル)とメンバー・ファームは、世界的なパートナーシップ関係にはありません。各種サービスはメンバー・ファームが独自に提供しています。